

JA 掛川市で購入いただいた方限定！！ 鳥獣被害対策に補助金をご利用ください。

1. 目的

近年有害鳥獣による農作物への被害が多発しており、被害を防止するための電気柵等の設置や、有害鳥獣の捕獲器具の導入に対し助成を実施する。

2. 助成の対象（設備及び器具）

電気柵、箱罟、防護ネット、防護フェンス等の農作物の被害を防止する設備・器具
但し、JA掛川市より購入した物に限る。

3. 助成対象者

JA掛川市の組合員で自己が耕作する農地に設備・わなを設置する者、
鳥獣被害防止を実施する組合員を含む自治会、部農会等の団体。
※捕獲わなを導入する者にあつては狩猟免許を有する者が属している事。

4. 事業実施期間

令和7年1月1日～令和7年12月31日までに申請書を提出。

5. 助成割合と助成額上限

電気柵等の設備 事業費の1/5以内 上限5万円

捕獲わなを購入する場合 事業費の1/4以内 上限5万円

※助成金額は千円単位とする。

6. 助成金の申請手続き（必要なもの）

事業実施後、

- ① 助成金申請書（様式A号）
- ② 設置場所の位置図
- ③ 写真（設置場所が確認できるもの・全体がわかるものを複数枚ずつ）
- ④ 供給伝票と領収書

上記を速やかに営農経済部組合員課へ提出する。

<問い合わせ先>

東部営農経済センター TEL：0537-27-1869

西部営農経済センター TEL：0537-26-2275

南部営農経済センター TEL：0537-24-2230

組合員相談センター TEL：0537-22-4119

営業時間 8：15-17：00